

# 身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人幸紀会

## 1. 基本理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をおこなわない介護の実践に努める。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急、やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束をおこなわない介護の提供をすることを原則とするが、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束をおこなうことがある。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替の方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその行動制限を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束をおこなう場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明、同意を得るものとする。

また、身体拘束をおこなった場合は、その状況について経過を記録して、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう支援する

② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない

③ 利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で

個々に応じた丁寧な対応に努める

- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的、精神的）を安易に妨げない
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援する

### 3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会（事故防止委員会）の設置

#### ① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束廃止委員会（事故防止委員会）の構成

- ・施設長（責任者）
- ・副施設長、介護部長
- ・生活相談員、介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員

### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (2) 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子、椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

#### ①カンファレンスの実施

- ・ 緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合  
施設長を中心として、身体拘束廃止委員が集まり、身体拘束を行うことを判断する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要件全てを満たしているかどうかについて確認をおこなう
- ・ 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束をおこなう判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討して本人・家族に対する同意書を作成する
- ・ 早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時おこなう

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める
- ・ また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者、家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状況把握等を確認説明し、同意を得たうえで実施する

#### ③ 記録と再検討

- ・ 身体拘束に関する記録は法律上義務づけられており、専用の様式を用いてその態様および時間、日々の心身の状態等の観察、やむを得なかった理由などを記録する
- ・ 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する
- ・ 記録は2年間保存、必要に応じていつでも提示できるようにする

#### ④ 拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合、利用者、家族に報告をおこない直ちに身体拘束を解除する

### 5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

○施設長

- 1) 身体拘束における諸課題等の総括責任者

○副施設長、介護部長

- 1) 介護現場における諸課題の総括責任者
- 2) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 3) 施設のハード、ソフト面の改善
- 4) 家族の意向に沿った介護の確立

○生活相談員、介護支援専門員

- 1) 医療機関、家族との連絡調整

○看護職員

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲を整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

○介護職員

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解する
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的なケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録の整備

6. 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

介護に関わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止、人権を尊重した介護の励行を図り職員教育をおこなう。

- ①定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- ②新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育、研修の実施

7. 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は当施設においていつでも自由に閲覧することができる。

附則 令和5年4月1日より施行する。